

○「付」の発令に関する通達

昭和37年7月16日

海幕人第4325号

改正 昭和50年8月15日 海幕人第3661号〔第1次改正〕

昭和59年6月30日 海幕総第2859号〔防衛庁設置法等の一部改正に伴う通達の一部変更について（通達）4項による改正〕

平成19年2月2日 海幕総第872号〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係通達等の整備について（通達）第6による改正〕

平成21年8月17日 海幕補第6466号

平成27年10月1日 海幕補第2105号

海上幕僚監部総務部長から各地方総監あて

「付」の発令に関する通達

標記について、人事局長から別添のとおり通知があり、海上自衛隊における取扱いについては下記のとおり定められたので、命により通達する。

なお、海幕人第4395号（36.7.19）は廃止する。

記

- 大臣発令に係る者以外の隊員について、別添文書中第2項第3号又は第4号の「付」を発令する必要がある場合は次による。
 - 艦艇又は艦艇をもつて編成される部隊に補職されているときは、「補充部付」とする。
 - 海上幕僚監部に勤務しているときは、「東京業務隊付」とする。
 - 地方総監部に勤務しているときは、「地方総監部付」とする。
 - 内部部局、施設等機関、統合幕僚監部、陸・空自衛隊、共同部隊・機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局又は防衛装備庁に勤務しているときで、海上自衛隊内に「付」を発令する必要がある場合は、「東京業務隊付」又は「関係部隊等付」とする。
 - その他の場合は、「当該部隊・機関付」とする。
 - 前各号にかかわらず、「付」の期間がおおむね45週以上にわたるときは、「関係部隊等付」とすることができる。
 - 別添文書第2項第7号により「付」の発令を行なうことができるのは、次の場合及び期間とする。
 - 停年等で退職を予定されている隊員について、必要があると認められるときは、当該隊員の退職前おおむね3月以内の期間
 - 補職の職又は各幕僚長がこれに準じて取り扱うことのできる職に補されている隊員の補職替えに際して、事務引継等のため特に必要と認められる場合は、その補職替え前又は補職替え後おおむね2月以内の期間
 - 結核性疾患又は公務による負傷若しくは疾病のため病気休暇が3月を越え、なお、当分の間療養を必要とする場合は、その3月を越える期間
 - 艦艇又は艦艇をもつて編成される部隊に補職されている隊員について、病気休暇が15日を越え、なお療養を必要とする場合は、その15日を越える期間（関係補充部付）
- 添付書類：人発1第107号(37.6.11)

海上幕僚長殿

人 事 局 長

「付」の発令について（通知）

改正 平成19年1月9日防人計第354号

人事発令に際して用いられる「付」については、下記により処理することとなつたので、事務取扱上ご留意願いたい。

記

- 1 「何々付」という職（例：陸上幕僚部第2部別室長付）が設けられている場合にその職に補職し、又は部課長制にかえて「何々官」の職（例：技術開発官）が設けられている場合にその官の下における勤務を命ずるに当たっては、「何々（官）付」の発令を行なうが、この場合の発令は通常の補職発令と何等異なるものでない。
- 2 上記以外の「付」の発令は、次に掲げるところにより補職手続にしたがつて行なうものとする。
 - (1) 部隊等の編成要員として現補職を解き、編成業務を管理する部隊等に一時的に配置する必要を生じたときは、配置される隊員を当該部隊等「付」として発令する。
 - (2) 法令等によりある「職」が設けられる予定の場合でとくに必要があると認めるときは、当該新設予定の職に補されるべき隊員についてその現補職を解き、当該職の設けられるべき部隊又は関係の部隊等「付」として発令する。
 - (3) 休職隊員について、休職発令時の補職を解き他の隊員をもつて補職する必要があるときは、当該休職隊員を現所属部隊等又は関係の部隊等「付」として発令する。
 - (4) 入所・入学等、部外研修又は国外留学の隊員について必要があるときは、当該隊員を現所属部隊等又は関係部隊等「付」として発令する。
 - (5) 幹部候補者、航空学生、自衛隊生徒又は看護学生等として採用した隊員及び2士として採用した隊員については、採用時の入校等の発令により当該入校等先又は当該教育を管理する部隊等に「付」の発令があつたものとみなす。
 - (6) 医師法による実地修練を要する者については、実地修練の期間中は各幕僚長の定めるところにより、必要により関係の部隊等「付」として発令する。
 - (7) その他特別の事情により一時的に「付」の発令を行なう必要があると防衛大臣が認めた場合には、当該隊員を現所属部隊等又は関係の部隊等「付」として発令することができる。

この場合の大臣の承認は、包括的に又は個別に求めることができるものとする。

- 3 「付」の発令について（通達）（36.6.6人発1第114号）は、廃止する。

.....